

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種
使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
(平成 16 年3月 30 日～4月 26 日(カーネーション1件及びトウモロコシ2件))

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成 16 年3月 30 日(火)から4月 26 日(月)まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課または農林水産省消費安全局農産安全管理課

2. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

- | | |
|---------------|------|
| (1) 意見提出数 | 25 通 |
| (2) 整理した意見の総数 | 42 件 |

3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について

(平成 16 年 3 月 30 日～4 月 26 日 (カーネーション 1 件及びトウモロコシ 2 件))

該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
1 全体について	遺伝子組換え生物は全世界的な約束・監視の元で環境への放出が成されるべき。	本件は、生物多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼさないように遺伝子組換え生物等を利用するための国際的な枠組み）の国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」に基づき、第一種使用規程の承認を行おうとするものであり、国際的な枠組みに基づく手続きに則ったものとなっています。	1
2 //	将来に渡って「組換え生物の安全に関する新たな知見」を収集し安全性の基準を常に新しいものに維持する継続的な仕組みは備えるべき。国や申請者は十分な知見の蓄積に努められたい。	遺伝子組換え生物の生物多様性影響に関する最新の科学的知見や情報を収集するために、農林水産省及び環境省では、現在、「遺伝子組換え体の産業利用における安全性確保総合研究」や「遺伝子組換え生物の開放系利用による遺伝子移行と生物多様性への影響評価に関する研究」などの取組を行っています。今後とも、こうした取組を推進し、遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価に必要な知見の充実を図り、適正な評価の実施に努めていきます。また、承認取得者も、「基本的事項」に基づき、第一種使用等の開始後における情報収集等に努めることとされており、主務大臣はカルタヘナ法に基づき、第一種使用規程に関し情報を収集する必要があるときは、承認取得者に対し必要な情報の提供を求めることができることとなっています。	2

3	”	<p>安全性の審査が、不十分ではないか。安全性が完全には立証されていない。申請者の提出した書類を審査するのみである。食の安全の面でも不安である。</p>	<p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価については、「生物多様性影響評価実施要領」等に基づき、申請者が必要な試験等を実施し、収集した情報に基づき、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性等の項目について当該遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価を行い、その評価結果を生物多様性影響評価書として取りまとめて主務大臣に提出します。当該評価結果を踏まえて、当該申請に係る第一種使用規程に従って第一種使用等をする場合に野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響その他の生物多様性影響が生ずるおそれがあるか否かについて、主務大臣が学識経験者の意見を聴取して判断する仕組みとなっています。</p> <p>今回の承認申請案件についても、こうした仕組みに沿って検討され、学識経験者からは、「申請のあった第一種使用規程に従って当該遺伝子組換え生物を使用した場合に、生物多様性影響が生じるおそれはないとした生物多様性影響評価書の記述は妥当である」との意見が得られています。</p> <p>なお、食品としての安全性に関しては食品衛生法、飼料としての安全性に関しては飼料安全法に基づき審査されます。</p>	14
4	”	<p>遺伝子組換え生物の影響を確実に予想・把握することは難しいと思われ、現時点での学識経験者の知見では「生物多様性に影響がない」という結論が出ても、将来、予期できない植物が出現する等の問題が起きる可能性がある。また、遺伝子組み換え生物は、生物として増殖を続ける可能性があることから、事故が起きると制御することが難しいのではないかと。</p>	<p>カルタヘナ法では、第一種使用規程承認後に、第一種使用規程に関し情報を収集する必要があるときは、承認取得者に対し必要な情報の提供を求めることができるほか、承認時には予想することができなかった環境の変化又は科学的知見の充実等により生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるようになった場合には、生物多様性影響を防止するために必要な限度において承認した第一種使用規程を変更又は廃止することとされています。また、主務大臣は、生物多様性影響を防止するため必要があると認めるときは、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしている者等に対し、必要な措置を執るべきことを命ずることができることとなっています。</p>	10

5	”	<p>生物多様性条約では、「生物の多様性」とはすべての生物の間の変異性と定義されており、その全ての生物の間の変異性に対する影響を評価する内容となっていない。</p>	<p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価においては、現在の科学的知見等に基づいて、対象となる遺伝子組換え生物の第一種使用等によって、野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがあるか否かにより、生物多様性影響のおそれの有無を判断することとしています。</p>	2
6	”	<p>現在の隔離圃場は、周囲に花粉の飛散が広がらないような構造になっておらず、実験内容においても花粉の飛散を防止する措置が不十分であり、周囲の農家や一般市民への影響を考えると実験そのものを認めるべきではない。</p>	<p>今回、承認を予定している申請案件には、隔離ほ場試験を行うこととしているものはありません。なお、カルタヘナ法に基づき遺伝子組換え農作物の生物多様性影響評価の実施に必要なデータ収集のために行うこととしている隔離ほ場試験については、「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え生物等に係る第一種使用規程の承認の申請について」（平成16年2月9日15消安第5839号・環自野発第040209002号）により、隔離ほ場が備えるべき要件を定めています（詳しくは、日本版バイオセーフティクリアリングハウスのホームページ(URL:http://www.bch.go.jp/tuchi1.html)をご覧ください)。</p> <p>また、農林水産省では、カルタヘナ法に基づく要件に加えて、遺伝子組換え農作物の隔離ほ場試験などの栽培実験については、国民のご理解の下で円滑に行われるよう、事前に栽培実験計画書を策定・公表して説明会を開催することや、栽培作物との交雑や収穫物への混入を防止することを定めた「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」を本年2月に策定し、農林水産省が所管する独立行政法人に通知するとともに、都道府県等関係する行政機関、団体等にも広く参考として通知をしています（詳しくは、農林水産省ホームページ(URL: http://www.s.affrc.go.jp/docs/genome/genome.htm)をご覧ください)。</p>	2
7	”	<p>遺伝子組換え食品は購入する気になれない。どうしても作り販売するなら、商品に必ず遺伝子組換え作物であると、表示してほしい。</p>	<p>JAS法及び食品衛生法に基づき、遺伝子組換え農産物とその加工食品について表示ルールが定められ、平成13年4月から義務化されています。現在のところ、我が国で流通する可能性のある大豆やとうもろこし等5種類の遺伝子組換え農産物と、これを原材料とし、加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたん白質が検出できるとされている加工食品30食品群について、「遺伝子組換えである」旨等の表示が義務づけられています。また、義務表示の対象品目については、遺伝子組換え農産物の流通実態等を踏まえ適宜見直しを行うこととしています。</p>	1

8	〃	ひとたび遺伝子組換え作物が栽培されれば、非遺伝子組換え作物への交雑・混入を防止できなくなってしまう。	農林水産省では、遺伝子組換え作物を栽培する場合には、周辺農家等の理解を得ることや交雑防止等の措置を徹底することを要請しているほか、遺伝子組換え作物を用いた栽培実験については、交雑防止措置や情報提供について定めた栽培実験指針を策定し、農林水産省が所管する独立行政法人に通知するとともに、都道府県等関係する行政機関、団体等にも広く参考として通知をしています（詳しくは、農林水産省ホームページ(URL: http://www.s.affrc.go.jp/docs/genome/genome.htm) をご覧下さい)。	2
9	〃	遺伝子組換え作物は、基本的にF1であり、毎回種子を企業から買わないと、目的の作物は栽培できないので、農民が自立できなくなる。 また、種子が企業に独占されてしまう。	農作物の生殖・遺伝特性等から当該農作物のF1種子利用の可否が決まるものであり、遺伝子組換え農作物がF1種子利用を前提としているというものではありません。なお、F1種子の利用は、遺伝子組換えが行われていない農作物においても現在国内外で一般的に広く普及しています。	5
10	〃	自然から完全隔離されたところで栽培してほしい。	今回、承認を予定している申請案件については、第一種使用規程に基づく使用等であれば当該遺伝子組換え農作物が生物多様性影響を生ずるおそれはないと判断しています。	1
11	〃	「学識経験者の意見」を検討した結果、生物多様性影響が生じるおそれはないと判断されるので、速やかに承認されるよう措置されたい。	第一種使用規程の承認については、カルタヘナ法等に基づく手続に即して学識経験者の意見及び基本的事項並びにパブリックコメント手続きにより寄せられた意見・情報を勘案して判断することとしています。	1
12	〃	遺伝子組換え農作物が生物多様性に影響を及ぼす度合いは、種類、利用の態様によって大きく異なると考えられるので、生物多様性影響評価に当たっては、一部項目を簡略化するなど、これらの点に十分留意してほしい。	遺伝子組換え農作物の生物多様性影響評価に際して収集すべき情報については、ご指摘の点についても留意した上で整理しています。また、収集すべき情報については今後とも評価に係る科学的知見の充実に伴い、適宜見直していくこととしています。	1